

事務連絡
令和8年6月23日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の
施術に係る療養費の支給について」等の一部訂正について

下記の通知について、別紙1から別紙3までのとおり訂正しますので、その取扱い
について周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

記

- ・ 「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給に
ついて」（令和8年6月5日保発0605第8号）（別紙1）
- ・ 「「はり師、きゅう師およびあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する
受領委任の取扱いについて」の一部改正について」（令和8年6月5日保発0605
第9号）（別紙2）
- ・ 「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給
の留意事項等について」の一部改正について」（令和8年6月5日保医発0605第
3号）（別紙3）

(別紙1)

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」
(令和8年6月5日付け保発 0605 第8号)

1 はり、きゅう

(1)～(6) (略)

注1 (略)

注2 訪問施術料4 及び又は5を算定する施術所における訪問施術について、同一月に集中率(訪問施術料の算定回数のうち、同一の施設等において行われるものの割合をいう。)が100分の90以上である場合には、当該月の当該施設における訪問施術の料金(一連の施術において算定される全ての料金)について100分の80に相当する額により算定する。なお、訪問施術料を算定せずに施術料を算定している場合は、当該施術料の算定回数も集中率の計算に含めること。

2 あん摩・マッサージ

(1)～(7) (略)

注1 (略)

注2 訪問施術料4 及び又は5を算定する施術所における訪問施術について、同一月に集中率(訪問施術料の算定回数のうち、同一の施設等において行われるものの割合をいう。)が100分の90以上である場合には、当該月の当該施設における訪問施術の料金(一連の施術において算定される全ての料金)について100分の80に相当する額により算定する。なお、出張専門の施術者が訪問施術料を算定せずに施術料を算定している場合は、当該施術料の算定回数も集中率の計算に含めること。

(別紙2)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について

(令和8年6月5日保発0605第9号)

別添1

受領委任の取扱規程

第1章～第5章 (略)

第6章

30～34 (略)

35 保険者等は、請求額に対する支給額の減額又は不支給等がある場合は、様式第8号又はそれに準ずる様式書類を記入の上、申請書の写しを添えて、施術管理者へ送付すること。

36 (略)

第7章～第10章 (略)

別添1 (様式第1号～様式第4号) (略)

別添2 (略)

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について

(令和8年6月5日保医発0605第3号)

別添1

はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等

第1章 通則

1～3 (略)

4 (1) 第1章3において、施術者と他の事業者等の関係が、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する場合に、当該事業者施術者と当該他の事業者等は特別の関係にあると認められるものであること。

(イ) 当該施術所の開設者が、当該他の事業者等の開設者と同一の場合

(ロ) 当該施術所の代表者が、当該他の事業者等の代表者と同一の場合

(ハ) 当該施術所の代表者が、当該他の事業者等の代表者の親族等である場合

(ニ) 当該施術所の理事・監事・評議員その他の役員等のうち、当該他の事業者等の役員等の親族等の占める割合が10分の3を超える場合

(ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる場合に準ずる場合(人事、資金等の関係を通じて、当該他の事業者等が、財務上又は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の施術所をいい、当該施術所の経営方針に対して重要な影響を与えることができると認められる場合に限ることとし、具体的には次の①から⑤までの場合を含むものとする。)

① 当該他の事業者等が当該施術所の最終親会社等である場合

② 当該他の事業者等が当該施術所の最終親会社等の子会社等である場合

③ 当該他の事業者等が当該施術所の最終親会社等の関連会社等である場合

④ 当該他の事業者等又は当該他の事業者等の親会社、子会社等の関連会社(以下単に「関連会社」という。)が、当該施術所(関連会社である場合を含む。)と当該施術所の運営に関するフランチャイズ契約を締結している場合

⑤ 当該他の事業者等又は関連会社が、当該施術所(関連会社である場合を含む。)と経営等に関するコンサルテーション等を委託している事業者である場合

(2) (1)のほか、特別の関係にあると認められる場合としては、次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合が該当するものであること。

(イ) 患者が居住し、又は退院後に居住する高齢者住まい等を設置運営する事業者が、施術所との間に契約その他の金銭の授受関係又は利用者の募集を共同・連携・委託して行うといった関係を有する場合

(ロ) 施術所が、当該他の事業者等に対して利用者を斡旋すること等を行う事業者との間に契約その他の金銭の授受関係又は利用者の募集を共同・連携・委託して行うといった関係を有する場合

5～7 (略)

第2章 (略)

第3章 医師の同意書、診断書の取扱い

1～3 (略)

4 一の同意書、診断書により支給可能な期間を超えて更に施術を受ける場合は、当該期間を超えた療養費支給申請については、医師の同意書、診断書を添付すること。なお、当該同意による一の同意書、診断書により支給可能な期間内における2回目以降の請求にあつては、その添付を省略して差し支えないこと。

5～11 (略)

第4章～第9章 (略)

第10章 その他の算定方法に係る事項

1 訪問施術料4 及び又は5を算定する施術所における訪問施術に係る集中率の計算において、訪問施術料を算定せずに施術料を算定している場合は、当該施術料の算定回数も集中率の計算に含めること。

第11章・第12章 (略)

別添2

マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等

第1章 通則

1～3 (略)

4 (1) 第1章3において、施術者と他の事業者等の関係が、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する場合に、当該事業者施術者と当該他の事業者等は特別の関係にあると認められるものであること。

- (イ) 当該施術所の開設者が、当該他の事業者等の開設者と同一の場合
- (ロ) 当該施術所の代表者が、当該他の事業者等の代表者と同一の場合
- (ハ) 当該施術所の代表者が、当該他の事業者等の代表者の親族等である場合
- (ニ) 当該施術所の理事・監事・評議員その他の役員等のうち、当該他の事業者等の役員等の親族等の占める割合が10分の3を超える場合

(ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる場合に準ずる場合(人事、資金等の関係を通じて、当該他の事業者等が、財務上又は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の施術所をいい、当該施術所の経営方針に対して重要な影響を与えることができると認められる場合に限ることとし、具体的には次の①から⑤までの場合を含むものとする。)

- ① 当該他の事業者等が当該施術所の最終親会社等である場合
- ② 当該他の事業者等が当該施術所の最終親会社等の子会社等である場合
- ③ 当該他の事業者等が当該施術所の最終親会社等の関連会社等である場合
- ④ 当該他の事業者等又は当該他の事業者等の親会社、子会社等の関連会社(以下単に「関連会社」という。)が、当該施術所(関連会社である場合を含む。)と当該施術所の運営に関するフランチャイズ契約を締結している場合
- ⑤ 当該他の事業者等又は関連会社が、当該施術所(関連会社である場合を含む。)と経営等に関するコンサルテーション等を委託している事業者である場合

(2) (1)のほか、特別の関係にあると認められる場合としては、次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合が該当するものであること。

- (イ) 患者が居住し、又は退院後に居住する高齢者住まい等を設置運営する事業者が、施術所との間に契約その他の金銭の授受関係又は利用者の募集を共同・連携・委託して行うといった関係を有する場合
- (ロ) 施術所が、当該他の事業者等に対して利用者を斡旋すること等を行う事業者

との間に契約その他の金銭の授受関係又は利用者の募集を共同・連携・委託して行うといった関係を有する場合

5～7 (略)

第2章～第8章 (略)

第9章 その他の算定方法に係る事項

- 1 訪問施術料4 及び又は 5を算定する施術所における訪問施術に係る集中率の計算において、出張専門の施術者が訪問施術料を算定せずに施術料を算定している場合は、当該施術料の算定回数も集中率の計算に含めること。

第10章・第11章 (略)